## 建設水道常任委員会

平成25年6月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

 ◎飯髙 昭二
 ○辻 善巻次
 中川 靖広

 紀 良治
 小野 隆雄
 木澤 正男

木田 守彦

中西 議長

## 2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 副 町 長 池田 善紀 務 部 長 乾 都市建設部長 藤川 岳志 総 善亮 同課長補佐 建設課 猪川 恭弘 長 川端 伸和 同課長補佐 岡村 智生 観光産業課長 清水 修一 同課長補佐 手塚 仁 都市整備課長 井上 貴至 同課長補佐 関口 修 上下水道部長 谷口 裕司 上下水道課長補佐 下水道課長 上田 俊雄 上埜 幸弘 同課長補佐 井戸西

## 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 大塚 美季

#### 4. 審查事項

別紙の通り

開会(午前9時00分)

署名委員 紀委員、小野委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会 を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、小野委員のお二人を指名いたします。両委員に はよろしくお願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。 初めに、本会議からの付託議案についてであります。

(1)議案第27号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 部長

それでは、議案第27号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する 条例についてのご説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させ ていただきます。

( 議案書朗読 )

上下水道 部長

この条例改正につきましては、奈良県営水道の給水料金の減額改定に伴い、県営水道料金が平成25年4月から値下げされたことにより、その値下げ分を使用者の皆様に還元するために、平成25年10月分の水道料金から、すべての口径を対象に使用料金を1立方メートル当たり一

律10円値下げとなる改定を行うものでございます。

議案書の3枚目をお願いいたします。議案書の3枚目に添付いたして おります新旧対照表により説明を進めさせていただきます。

それぞれの口径におけます基本料金はそのままで、各口径におきまして $13 \,\mathrm{mm}$ 及び $20 \,\mathrm{mm}$ で $1 \sim 8 \,\mathrm{立}$ 方メートルが現行 $115 \,\mathrm{He}$ 105 円に、 $9 \sim 30 \,\mathrm{立}$ 方メートルが現行 $180 \,\mathrm{He}$ 170円に、 $31 \sim 50 \,\mathrm{立}$ 方メートルが現行 $245 \,\mathrm{He}$ 235円に、 $51 \,\mathrm{立}$ 方メートル以上が $330 \,\mathrm{He}$ 320円に、以下 $25 \,\mathrm{mm}$ 以降それぞれの範囲におきまして、すべて $1 \,\mathrm{立}$ 方メートル当たり $10 \,\mathrm{He}$ 引き下げするものでございます。お示しの数値につきましてはすべて税抜きでございます。

それでは、議案書の4枚目をお願いいたします。

要旨の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

## (要旨朗読)

上下水道 部長 なお、今後の予定でございますが、本定例会におきまして議決をいただきましたら、要旨にもございましたとおり、10月分の水道料金から施行を考えており、施行までの間、住民に周知を図るとともに料金システムの改良も並行して進めてまいりたいと考えております。

以上、議案第27号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例 についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、何とぞ、原案どおりご可決賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員

昨日、昨年度の水道決算の認定されましたので、その点良かったなと 思ってますけどね。その水道決算特別委員会の中で、同僚議員が、代表 監査委員に今の議案に関してのことに対してのコメント、それはまあ代 表監査委員のコメントをいただきたいと、議員としてこの議案を審議す るに際して、やはり町の監査委員でもある代表監査委員にそうして聞いてもらえるということは、ものすごくありがたいなとは思っていたんですが、委員長の采配でそういうことがなかったというのが残念ですねんけど、まずその気持ちを先に申し上げてね。

今回の監査の報告の意見書の中にも、やはり将来、定額法のあれをとっていると、採用しているということで、将来にやはり言えるのは費用負担かかってくるんだと、それでまあ今回は県営水道の値下げに伴う値下げという形で、うたってもらってますけど、やはり斑鳩町は県営水道のみではないと思うんです。県営水道のみの市町村ではストレートにそのまま流していってもいいのかなと思いますが、やはりいろんな全体を考えると値下げするということは住民にとって私はいいことだと思いますけど、昨日の代表監査委員さんの将来を見据えた説明、それらのことも考慮していけば、やはりどうかなということも考えられます。当然、上水道のほうでも、それらのこともきちっと計算の上での提案だと思いますが、その点についてはどこまで考慮されているのか、お聞かせ願いたいなと思います。

委員長

谷口上下水道部長。

上下水道 部長

確かにいろいろとご意見を賜りまして、我々といたしましても、経営していく上では、代表もしくは監査委員さんからいただきました意見につきましては、非常に参考にして今後の経営に充当していきたいと考えております。その中で我々、現段階で予測しておりますのは、平成27年度以降につきましては、大規模な施設の改修もほぼ一段落してくるだろうという考えを持っております。そうした中で、純利益は事前委員会でもご説明させていただいたとおり、年々低下してくるのは実際覚悟しておりますけども、その中で、やはり大きな規模の施設の整備費も一旦落ち着きますので、内部留保につきましては安定するのではないかという考えは持っております。その中でも、やはり経年劣化してくる老朽管の更新なども並行して進めていかなければならない使命もございます。

そうしたことを、将来的な費用対効果を踏まえた中で計画性のある事業 を推進に心がけてまいりたいと、なおかつ効率性のある経営というのか、 そういうようなものを重点的に計画に網羅していきたいと考えておりま すので、よろしくお願いいたします。

小野委員

私はこの議案に対してはどうのこうのではないですがね、やはりそういう公共料金の値下げということに対しては、議員は、住民のためにオーケーやというふうにすぐに回答を出す傾向にあるんですけども、やはりそれが将来の斑鳩町にとってダメージを与えるようなことであれば、その時にまた上げればいいんだという簡単な考え方で今値下げというのを出しておられるんだったら、私はいろんな意見も言いたいなと思ってましたけど、今の部長のきちっとした企業としての、また、感覚、また代表監査委員さんのそういう専門的な知識も熟知して進めておられるということですので、結構だと思います。結構です。

委員長 他に。 木田委員。

木田委員

この条例自体はこれで結構なんですねんけども、昨日ですかな、決算の中で、いまだにセメント管の未改良延長が2,364mか、今年度、だから前年度の何では2,944mか残ってますわね。それがこれだいたい平均したら最近の何では4、5百メートル改良されていっとるいうような感じでいったら、まだ4、5年かかるということなんでね。やっぱりセメント管は体にもええことないとか、いろいろそういうことを今までから言われてきているのに、まだいまだにそんだけ残っているいうのね、優先してやってもらいたいなというふうに思いますねんけどね。

上下水道 部長

石綿セメント管の更新につきましては、だいたい本管的な、幹線的な分につきましては、26年度だいたい一段落するであろうという考えで持っております。ただ、延長的に申しますと、細かい、細い部分がまだ若干残っているということですので、それにつきましては老朽管の更新

と並行して順次進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い いたします。

木田委員

だいたい水道管というのは、太いやつはあまり垢っていうんですか、 ああいうなんはつきにくいねんけど、細い管になるほどやっぱり鉄分と かいろんな不純物がついてですね、水道の管の更新の時見はったら、も う中なんかもろもろになっているというのが現状やと思いますのでね。 できるだけまだ未改良のところについてはですね、早いことやっていた だきたいということをお願いしておきます。それで結構です。

委員長

他にございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員

私は今回のこの条例改正については、住民さんに還元するということで大いに賛成の立場なんですが、ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいんですけども、今回県水が値下げになって県に払う金額が減額になる、その額と、町がこうして料金値下げをしてする額について、お尋ねしたいと思います。

上下水道 部長

簡単に説明させていただきますと、だいたい県水と町水の割合が65%から35%、60から40とかいうような割合で受水させていただいております。そうした中でトータル的に15円の値下げとなっているところでございますけども、簡単な計算でいきますと、その6割かける15円で9円ぐらいの程度の値下げというので、1つのラインとしていただいたらいいと思います。経営上、先ほども説明させてもらいましたけども、昨日も説明いたしましたけども、純利益は段々減ってくるものの、大きなダメージがあるような計画では進めておらないということで、ご理解いただきたいと思います。

木澤委員

県のほうでトータル15円ということで、だから県が値下げした分を そのまま町の全体に反映させるということではなくて、だからやっぱり 66%と33%という県の県水を利用している比率を勘案してこういう ふうに値下げされているというふうに理解してよろしいですか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決 することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第27号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第31号 平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課

長

それでは、議案第31号 平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工 事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

下水道課

続きまして、2枚目でございます。

長

( 議案書朗読 )

下水道課

次に3枚目をご覧ください。

長

工事路線は、竜田川岩瀬橋西詰めの既設マンホールを最下流として、 町道502号線内を西方向へ延長298.5m、また、町道516号線、 紅葉ヶ丘自治会へ入る南北道路に南方向へ47.8mの路線でございま す。本議案につきましては、去る5月14日に指名競争入札を行いまし た結果、株式会社二隆建設が、9,786万円で落札し、落札率は92. 5%で落札しましたことから、契約の議決をお願いするものでございま す。工事期間は、議会の議決後265日間、平成25年6月20日から 平成26年3月11日までを予定いたしております。

以上で、議案第31号 平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事 請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、何とぞ、原案どおりご承認賜りますようお願い いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決 することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第31号については、当委員会とし て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2.継続審査であります都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求

めます。 上田下水道課長。

## 上下水道 課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

最初に、下水道工事進捗状況についてでございます。

事前委員会で報告いたしました内容から特段変わっておりません。

主要な幹線工事である岡本汚水幹線がシールド工法による管渠の築造を進め、目安汚水幹線工事では推進工法による管渠の築造を、それぞれ順調に進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。

資料1をご覧ください。平成25年5月31日の状況でございます。

平成25年度に入り、接続申請を54件の申請をいただき、申請総数が2,769件、利用世帯総数が3,125世帯となり、接続率は64.2%でございます。

次に、融資あっせん利用数につきましては、1件の申請を受け付け、 総数が42件となっております。

また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請は、36件でございます。

今後も、公共下水道の整備拡大を図るとともに利用促進に努めてまい りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

#### 委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

#### 小野委員

公共下水道の接続申請状況ということで報告をいただいてますが、前回には24年度の増加数が248件、1年間ですね、これね、24年度って書いてあるから。今回、新年度が始まって2か月ですかね、それで54件って、単純に率で話するのはおかしいのかなと思いますねんけど、これでいけば前年度に比べたらものすごい量も増えてくると思うんですがね、いろいろ下水道課でも努力していただいていることで、こういう

結果が出てきているのかなと思いますけど、その他に何かこうして、ま あ年度初めに増えるんだという傾向があるのか、何かそういう要素があ ったのか、分析されているんだったら教えてもらいたいと思います。

下水道課 長

接続につきましては、年末からチラシを配布いたしまして、3年を超えて接続されていない家屋につきまして啓発を行っているところでございます。その結果というのもなんですけども、平成17年度に供用開始をしましたところから、約20件弱の接続申請をいただいているところでございます。ただ、54件となりますと、委員がおっしゃるように数が多いのでございますが、約20件程度は開発に伴って新築がありまして、例えば南服部、もしくは吉田寺の南側の開発で約20件の新築がございますので、その影響もあると考えておるところでございます。

(「吉田寺の西やな」と呼ぶ者あり)

下水道課

すみません、吉田寺の西側の開発でございます。

長

委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長

それでは、②の都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、 ご報告をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてでありますが、平成25年度末 の稲葉車瀬区間の供用に向けての工事に伴う施工業者が決定いたしてお ります。業者名は奈良県緑化土木協同組合でございます。工期につきま しては、平成25年5月29日から26年2月28日までの予定となっております。

現在、業者において準備作業が進められておりまして、今後、いかるがパークウェイ推進協議会に工事概要を報告され、関係自治会に対する工事説明会が行われた後、速やかに工事着手を行うというふうに聞いているところでございます。

次に、岩瀬橋西詰から三室交差点までの間につきましては、用地測量業者が決まった、予定決定したということであり、早ければ7月頃には用地測量のための土地の境界の立会いを関係権利者の方にお願いし、用地測量を実施していく予定と聞いております。

次に、いかるがパークウェイの事業促進と予算確保についての要望の 状況でございますけれども、6月18日には町長のほうで国道交通省近 畿整備局を訪問いただきまして、道路部長と面談し、要望を行っていた だく予定をいたしております。また、奈良県選出の国会議員に対しても、 この18日前後において県内の各議員事務所へ要望書を提出する予定を しております。その後、国土交通省本省への要望も行っていく予定で、 現在準備を進めているところでございます。

続きまして、法隆寺線整備事業でありますが、国道25号取り付け部分において残っております1件につきまして、前回の委員会でマンション管理会社担当者が施設の配置計画について数案のたたき台として5月末までに提案いただけるということになっていることを報告いたしておりましたが、先般、その状況を確認いたしましたところ、地権者と協議を進められているものの、もう少し時間を要することを確認いたしております。

町といたしましては、土地の境界の確定、代替地駐車場の範囲の確定 を行うための作業を進めまいりたいと考えており、今後も引き続き協議 を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、②の都市計画道路の整備促進に関することについての説明と させていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 ございませんでしょうか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長

それでは、③のJR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告させていただきます。駅北口からの南北の町道312号線(5号線)の関係でございますけれども、前回の委員会で報告させていただいてから、特に主だった進展はございませんが、路線東側で残っている1件について、以前から課題となっておりました隣接の土地との整理の関係で、隣接地の建築物が5月末においてすべて除却されまして更地になったことを確認いたしました。

建築物が撤去されましたことから、今後、地権者双方が敷地境界を確認されたのちにおいて、駅前の道路整備事業について交渉を進められる環境が徐々に整ってまいったというふうに考えております。

以上で、③のJR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告 とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 |

5号線ですかね、前回の課長の説明では、建物は6月末期限でというようなことで、その後境界確認と、そのように報告しておられたのが、5月末で撤去されたと、そういうことですね。ということは、あと、境界確認ということについては、いつごろ設定されているのか、そういうことはわからないですか。

都市整備課長

土地の境界の確認作業のところでございますけども、一方の地権者の ほうで今その段取りを進められているということで、ちょっと今、私ど もはいつというところまではちょっと掴んでおりませんけれども、その 作業が終わりましたら該当地の整備事業に係る地権者のほうからご連絡 をいただけるということになっております。

委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておき ます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業 課長

それでは、報告事項(1)平成24年度斑鳩の里観光案内所及び斑鳩 町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、ご説明させていただ きます。

まず、資料2-1をご覧いただきたいと思います。

一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として運営管理を行っています。観光協会の職員3名と臨時職員2名の計5名で、ローテーションを組み無休で運営してまいっております。

法隆寺iセンターは、歴史街道推進事業の拠点施設としても位置付けられていることから、法隆寺や周辺の行事等をはじめ、奈良県内の行事等につきましても、歴史街道推進協議会とも連携をとりながら情報発信に努めてまいりました。

また、斑鳩の里観光ボランティアの会及び斑鳩アイセスS・G・Gの 観光ボランティアとの連携をとりながら、町内観光施設の案内を積極的 に進めておりまして、多くの観光客の方を案内しており、好評を得ているところでございます。

次に、2ページ目は法隆寺iセンターの利用状況でございます。

入場者につきましては、一番下の欄でございますが、58,530人でありまして、前年比98.9%と減少しておりますが、2階の多目的ホールの利用回数につきましては163回であり、前年比111.6%と増加しております。

そして、次に、管理に係る収支でございますが、3ページをご覧いただきたいと思います。収入で、指定管理料収入、i センター使用料、そして繰入金で、1,906万7,000円で、支出では、人件費、備品、委託料等で1,906万4,040円となり、収支差額が2,960円となっております。

また、町への精算は、修繕費・光熱水費の58万4,588円の精算額となっております。

続きまして、斑鳩町観光自動車駐車場でございます。

資料2-2の1ページをご覧いただきたいと思います。

斑鳩の里観光案内所と同じく、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として運営管理をしております。観光協会臨時職員8名によりローテーションを組み、近隣の行事等の情報を把握し、勤務体制を柔軟に変化させることにより、効率的に業務を遂行されています。なお、当駐車場で開催されました斑鳩市などのイベントに対しては、臨時人員配置を行い協力体制をとってまいりました。

次に、2ページをご覧ください。駐車場の利用状況でございます。

一番下の合計欄でございます。

バスが4,638台でありまして前年比99.7%、乗用車は2万642台でありまして前年比106.3%となっており、収入額では、2,349万1,900円に対しまして前年比58万7,000円の増加で、前年比102.6%となっております。

特に乗用車の駐車台数の増加につきましては、近年の観光形態が団体から個人等に移行していることが起因していると考えております。

最後に、管理に係る収支でございますが、3ページをご覧ください。 収入は指定管理料収入として、756万7,000円で、支出は賃金、 消耗品等で727万1,673円で、収支差額は29万5,327円と なっております。

また、町への精算として、修繕費、光熱水費で6,018円の精算額となっております。

以上で、斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者 事業報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けをいたします。 中川委員。

中川委員

労働保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険料が少しずつ上がっているんですけど、雇用保険だけ少し、若干下がっているのは、これはどういう関係でこういう形になるのか教えていただけますか。

委員長

わかりますか。 清水観光産業課長。

観光産業 課長 申し訳ございません。今ちょっとわかりかねますので、また後で説明させていだだきます。

中川委員

23年度は消費税かかってないんですけど、この24年度から消費税かかっている理由について、ちょっとお願いします。

観光産業 課長 消費税は翌年課税ということで、この法人設立事業年度とその翌事業年度は、基準期間の課税売上がないので原則として免税事業になってます。というのは、平成21年4月から一般社団法人観光協会になっておりますので、平成21年度分と平成22年度分が免税となります。だから22年度の分は23年度に支払うという中でゼロと、24年度は23年度分を払い終わったということでゼロと72万3,322円というこ

とでご理解をお願いいたします。

委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

ないようですので、次に、(2) 開発行為に伴う小吉田児童公園の整備について、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長

それでは、報告事項(2)の開発行為に伴う小吉田児童公園の整備に ついてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、このたび、民間事業者において開発行為を計画 される中で、計画地に隣接する小吉田2丁目地内の都市公園、小吉田児 童公園の一部と開発予定土地とを交換できないかという申し入れがござ いました。

お手元の資料3をご覧いただけますでしょうか。

この1枚目につきましては、小吉田児童公園の位置図を示させていた だいております。

めくっていただきまして、資料の2枚目は、現時点で検討されている 計画平面図ということになっております。

それでは、この資料の2番目の図面に基づきまして、計画の概要を説明させていただきたいと思います。

まず、図中の斜線部分が現公園敷地を示しております。当該公園の現況は、南北に長く敷地中央部に段差がございます。面積は353.90 ㎡でございます。法面や段差も含まれていますので、公園として有効に利用できる面積は284.24㎡でございます。また、公園の出入口は北側と南側の2箇所ありますが、北側は階段状となっておりまして、遊具としては、ぶらんこ、すべり台、シーソーがございます。

そして、次に、図中緑色に着色している部分が敷地交換後の公園を示しております。敷地としては東西に長く敷地の大部分が平坦になり、面

積は373.44㎡で、そのうち公園として有効に利用できる面積が348.03㎡でございます。公園の出入口は開発道路から段差のない形状で2箇所設けられ、いずれの出入口もバリアフリーの基準を満足したものでございます。遊具は、既設遊具を移設することになりますが、そのうちシーソーにつきましては老朽化が進んでいるという関係もございまして、開発事業者におきまして新しいものに更新されるということになっております。

当町といたしましては、以上の計画内容をもって公園の現状と比較検討いたしましたところ、公園面積については19.54㎡広くなり、有効に公園として利用できる面積につきましても63.79㎡広く確保されます。また、公園敷地の大部分が平坦となり、出入口などの施設のバリアフリー化が図れることから、公園としての機能が現公園に比べまして向上し、利用しやすい形態になるというふうに考えております。

また、敷地交換による公園の位置が変わることにつきましては、開発 事業者が近隣地域との合意形成を図るため、隣接土地所有者と地元自治 会長及び水利組合長に書面により同意を得られているところでありま す。

最後に、現公園敷地と開発予定土地とに生じる資産価値の差額については、開発事業者のほうから400万円を町に寄付されることになっております。

以上のことを総合的に判断いたしまして、このたびの申し入れにつきましては、当町として一定の公益上の利点が認められることから、当該開発に伴う公園整備計画に基づきまして、所要の手続き等を進めたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けをいたします。 小野委員。

小野委員 この今、開発される土地というのは、開発申請当然出していかれるん

ですが、何㎡ぐらいあって、その開発によって公園用地をその中へ設けなければいけないとかいう、そういう指導があると思うんですがね、その公園としてじゃなくて、これはあくまでもこの土地を交換するんだと、残りの開発は、その公園用地の必要でない面積の、というかたちで、そんでよろしいですかね。

# 都市整備 課長

今回の開発区域の面積は1,518.9㎡ございまして、6区画程度の宅地の開発を予定されておりまして、今、委員申し上げられましたように、この開発によって公園の設置義務というのはございませんけれども、今回、この交換を。設置義務はございません。

### 小野委員

そしたら同じように、これどういう手続きとっておられるんかなと不思議に思とるんやけどね。道路幅員、前面道路470号線のね、これ6mまでに後退して、この道路は開発に伴って町へ帰属するという、そういう規制があると思うんですが、そうしたときに、どういうんかな、グリーンで重なっているところが、この先もやっぱり6mに広げなければいけないんじゃないんかなというちょっと心配があるんですが、それはオーケーなんですかね。

# 都市整備課長

この開発に伴いまして、開発の認定基準の中でございますけれども、開発道路幅員が6mであり、すべての宅地が6mの開発道路に接していれば、交差点から南側で、ご指摘のように拡幅されているんですけども、6mに拡幅する必要はございませんけれども、事業者のほうで、当該開発行為に伴ってお住まいになる方が南側のほうへ出られるための利便性等々を勘案いたしまして、要は拡幅をされたものでございます、そして、その北側の6mにする必要がないのかというご指摘だと思うんですけれども、北側の部分の拡幅につきましては、現状でだいたい4.5mの有効幅員がございまして、先線のある、あゆみの家の南側までが町道ということになっておりまして、幅員も4m30から40程度ございまして、現状ではこの部分を6mに拡幅するという有効性があまりないのかなと

いうふうに考えております。

## 小野委員

それでね、この前面道路470号線にはかなりの勾配があったと思うんですが、現在の公園も、法、だいぶ道路が下がっていってる、これをどういう高さで道路とか計画できるのかなというのはちょっと心配なんですがね。ここには添付されてないけども、AA´断面ですかね、今度の新しい公園っていうんですか、そこの断面図にはあると思うんですが、勾配があって、その先ほどの課長の説明では、新しく、新設ですか、改良される公園はフラットであるということは、これは開発の前面道路に対してフラットだという意味でおっしゃってたんやと思うんですが、この470号線からの高さ的な関係はどうなるんですかね。

## 都市整備課長

今、現在の公園につきましては、北側と南側で段差がございまして、 北側の今のそこの緑になっているところ、斜線部分のところなんですけ ども、ここはちょっと段差が高くなっておりまして、今、ご指摘のとこ ろにつきまして、現況の道路の高さからの差なんですけども、約1.3 mございます。この公園の高さの基準につきましては、今、現況の北側 の段差の高い部分にあわせて整備をしていくという形になってまいります。

#### 小野委員

ということは、地上げをしていくということですかね。構造物ないから。

## 都市整備課長

この北側の緑部分については、現状の高さになります。ちょうど、先ほど申し上げましたように、上の町道のほうからですね、AA´断面のA´のところになりますけども、高さが1.3m下がります。その部分はそのままの高さで、西のほうへ行くにつれて、要は切土をされてまっすぐにしていくことになるという形で、開発道路とは平行になるという形になります。以上です。

委員長

課長、ここの交差点ね、計画で、それから降りていくでしょ。その勾 配はだいたいなんぼ、何%になるんですかね。

都市整備課長

申し訳ございません、まだちょっとその勾配の詳細までは掴んでおりません。

委員長

木澤委員。

木澤委員

公園のほうですけども、シーソーを開発会社のほうで新しいものにしていただいたということ、残りのすべり台とブランコについては、町のほうでも安全性確認していただいて、既存のものを移設されているというふうに思いますが、この遊具のほうと、あと公園の管理ですね、これは今後どうなっていくんでしょうか。

都市整備課長

基本的に、この、今現在の公園につきましては町で直営で管理をしておるところなんですけれども、遊具の管理についてはこれまでどおり直営で管理をしていきたいと。ただまあ、草刈りとかですね、そういった維持管理についてこの新しい住宅地の方が協力をいただけるということであれば、協定書なんかを交わしましてその管理区分ですね、それを明確にさせていただいて、管理をしていくことも考えられるということはあります。

委員長

他にございませんでしょうか。

( な し)

委員長

ないようですので、他に理事者側から何か報告しておくことはありませんでしょうか。 清水観光産業課長。

観光産業

すみません、先ほどの中川委員のご質問の中で、雇用保険だけがなぜ

課長

下がっているんかということでございますが、これ 2 3 年度から雇用保険料の率が下がりました。事業者負担が今までが 1 , 0 0 0 分の 9 . 5 あったのが、 1 , 0 0 0 分の 8 . 5 に下がったという中で、金額が下がったということでご理解いただきたいと思います。

委員長

続いて。清水観光産業課長。

観光産業 課長 それでは、その他報告として、1点ございます。まず、第33回商工まつりの開催について、ご報告させていただきます。

恒例となっています、斑鳩町商工まつりの開催については、7月27日の土曜日の開催に向けて、斑鳩町商工まつり実行委員会と斑鳩町商工 会青年部で準備をただいま進められているところでございます。

開催場所につきましては、昨年同様にいかるがホール全館と斑鳩南中 学校東側駐車場となっております。

内容につきましては、現在、斑鳩町商工会青年部で協議しておられる ところですが、いかるがホールでは、町内外企業のPR展及びパネル展 示などや大ホールでの各種ステージ、夜の花火大会などを計画されてい ます。

また、今年は本町と長野県飯島町との友好都市提携15周年ということもありますことから、本町の和太鼓いかるがと飯島町の龍真太鼓との共演や、法隆寺地域の仏教建造物の世界文化遺産登録20周年を記念しまして、町にて様々な記念事業を予定しているイベントの一つであります、手のひらアートも実施いたしますが、共に細部につきましては、各関係機関と調整しているところでございます。

このように、様々な事業を組み合わせることにより、イベントのマンネリ化を防ぎ、相乗効果が発揮できる催しになるのではないかと考えております。

今後、詳細が決まり次第、チラシ・ポスターを作成しまして、配付する予定となっています。

以上で、第33回斑鳩町商工まつりの報告とさせていただきます。

委員長

ただいまの課長の報告について、何かあればお受けいたします。

(なし)

委員長

以上、各課報告事項については、終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑・ご意見等があればお受けをいたします。 中川委員。

中川委員

町道の管理者としてちょっとお尋ねしたいんですけど、私の家の前が幅員4mなんですよ。その向かいの家2件がほとんど帰ってこられない状態で、植栽が5、60cmはみ出して、4mの道路に5、60cmはみだしているから、もう対向ができない状態で、通学路で子どもも歩いているし、そういうときに町道の管理者として、不法に町道を占用しているような形になっているわけなんですが、それはどのように対応できるのか。

委員長

川端建設課長。

建設課長

ご指摘の庭木等が道路上にはみ出しているということにつきましては、道路通行上、支障があるのがわかりますので、今現在は空き家というかあまり帰ってこられない状態ですねんけど、その所有者と連絡をとりまして、こちらのほうから剪定等していただくように指導させていただきたいと思います。

中川委員

以前にもこの委員会でそういう発言させてもらっているんですが、何のいっこうにも変わりないしね、それはもう町道を不法に占用しているねんから、強制的に町のほうで撤去してもらうということはできませんのやろか。

建設課長

今現在のところ、強制的というか、代執行なり、そういう形での執行は行っておらず、粘り強くというのかそういうような所有者のほうの善処にお願いしているのが状況です。

中川委員

その状況が原因で、通学路でもあるし、例えば事故起こったときって、 どうなるんですか。いつもみたいに町に対して訴訟を起こすということ も考えられるのかな。町のやっぱり管理不足になってくるのと違うかな。

委員長

小城町長。

町 長

この関係等については、法律的にもいっぺん弁護士と相談をして、そ ういう点について、何回か向こうへ申請をしてですね、それであれしな かったら町で執行できるのか、そこらのところを弁護士と相談したいと 思います。

委員長

他にございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員

今の中川委員の関連でもありますねんけどね。例えば農地のところに、 農地で雑草が生えている時は、担当課からその地主さんに連絡を入れて、 こちらで刈ってくれと、農地に、自分のところの土地に草が生えている だけやということであれやけど、やっぱり住民からのというようなこと があったら、環境対策課が対応して、先方と連絡とって、もうこちらで 刈ってもらったらということになったら刈っておられて、その費用だけ をシルバーなり何かそういう業者にお支払いされているようなことを聞 いておるんですね。

今、きょうは、実は大先輩の吉川勝義元議員が傍聴にお見えになってますけども、私は同じようなことを昨日、吉川元議員から相談を受けて、現場を見に行ったんです。神南地区でのことで同じように木がでている。それと地元のPTAも西小を通じて教育委員会にもその連絡をされてます。だけど、全く現場を確認しただけで、この件については地主さんも

おられますし、対応をお願いしているということだけで過ごしてきてるみたいな感じなんですけどもね。やはりそれはもっと強力に言わなければいけないだろうし、また、不在地主の場合はなかなか連絡がつかないとかいうこともありますけど、もっと粘り強く、先ほどの中川委員が言っているように、そのことで子どもが事故起きた場合に、やっぱり道路管理者としての責任も問われると思うんです。そういう小さなことからきちっとやっていかな、今まで道路のくぼみで足取られてといって賠償したこともあるでしょ。同じことなんですよね。道路へはみ出しているものに対しては、もっと強力に、町長が弁護士と相談しますと、これは何回も聞いてますよ、私も。弁護士に相談します。訴訟を起こせるかどうかとかじゃない、そんな問題やないでしょ。やはり、道路管理者としての責務なんですよ。だからなにも裁判にかけるとかかけへんとか、そんな問題では私はないと思います。まず対処するのが先決だと思いますね。その点どうなんでしょうかね。きちっと対処されているのか。

それで、その地主さんがどうしても言うこと聞かへんねんというのだ ったら、それはそれでまた話をするべきだと、きちっとね。そしてそう いうところが、私は、錦が丘で自治会長させてもらってるときもね、役 員会議で私らも言ったんですわ。狭い道路だから皆で協力しましょうと。 そして回覧によって、回覧というかもう配布によって、こういうことで すから、狭い道路やから有効に使うために、そういう木が出てしまって いる、木は大きくなりますよと言ってね。だけど、はっきりともう道路 からはみ出しているということがわかっているような植木を見つけた ら、見つけたからやるというのではなくて、もう地元の子ども会ってい うんですか、PTAも学校通じて行政に相談に来てます。教育委員会に も私は確認しました。こういうの来てます。それで地主には対応してい るということだけですねん。しかも、他の、神南のほうの老人会かなん かの会合の時でもそういうことが出て、わざわざ大先輩の吉川元議員が 傍聴にも来ているんですよ。やっぱり町の姿勢、町の強硬な姿勢じゃな いんですよ。住民の全体のための正当な話なんです。今忙しいからせえ へんねんとか、そんなことの問題ではないと思うんですよ、私は。だか。

ら農地の雑草に対しての対応の仕方とかそういうことも考慮して、それは弁護士に言えば財産権の問題がありますから、枝が出てくることに対しては、それは個々の家の出ているか出ていないかの問題を係争しているのと違って、あくまでも町道なんですよ、こちらは。町道ということは全員の住民が利用するんです。子どもも利用するんです。そこへ侵してきているということだから、何も弁護士に相談する必要ないですよ。管理者として当然のことを住民にやってくださいと言ってしかるべきだと思うんですよ。それらの姿勢があまりにも、私は、町長もそつのない答弁されてます。弁護士に相談します。まあ、それはそうかもわかりませんけども、民々の境界を侵しているのではなくて、官民の境界を侵しているんです。その重みをやはり行政はしっかりと認識して、そしてその地権者、その原因を起こしている、侵してきている人に、きちっと対応しなければいけないと私は思うんですが、どうなんですかね。

委員長

藤川都市建設部長。

都市建設部長

ただいま委員さんのご指摘のとおり、やはり道路ですので、公の施設として不特定多数の方、あるいは限定でありますが地域の子ども達、地域の方々が通行されるところでございます。当然のことながら、その方々が安全に通行できるように管理をしていくのが我々の責務でございます。今、ご指摘いただいてますように、そこに、その範囲の中にはみ出して危険な原因が発生されるような事案につきまして、強制的に、先ほども強制的にできないかといったところもございますが、所有物を町が執行をしていくと、例えば切ったりとかですね、そういったことができるのかどうかも、先ほど町長が答弁申し上げましたように弁護士さんとも相談をしながら、どこまで町として、管理者として最大限努力ができるのかを積極的に相談をして、できるだけそういった問題を解消できるように努めてまいりたいと考えてますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 小野委員

私は何も人の財産を直接行政がカットせえとは言ってません。その方 が、おたくらが行かれたときに、話された時に、忙しいからまた切るわ とか、そういう返事をもらっているということは、私は前もって聞いて いますわね。それでずるずるずるときているんですよ。だから、大先輩 の吉川元議員が、やはり心配されているんですよ。いろんな意味で心配 されているんです。だから、いろいろ私もこれまで指導を受けて、議員 としていろいろ勉強させてもらってます。だから、その方は、ことを思 って、吉川元議員が、私に姿勢をもうちょっと出してくれといって、言 ってるんですよ、きょうも傍聴きているんですよ。その重みをしっかり と考えてほしいと私は思います。だから、その人が今忙しいからと言う んだったら、そしたら私らのほうで切りますよ、これは、切るのはおた くの財産を侵しているんじゃないんですよ、自分のところの管理する道 路のため、しかも子ども会から、子ども会というんですか、地区委員さ んから西小へ、危険ですからどうかしてくださいと言って、教育委員会 も行っているんです。教育委員会の担当課長も、今忙しいからと言って そのままですねんと言うから、それではあかんやろということで。だか ら、総務委員会でもそういうことは言おうかなと思いますけど、管理者 が町道ですからと言って教育委員会はうまく言うだろうと思いますけ ど、私は総務委員会でも言おうと思います。だけど、例えば、話はずれ ますけど、都計道路の時になかなか話つかない時に、公民館の中を通り 抜けさせたってくれと、なぜあれ遮断するんだと言ったら、利用者に対 して安全を保つためです。町道の通行者に対して安全を保つ必要はない んですかね。さっそく動いてくださいよ、その話を。だから、向こうが 切らないということをはっきりと言うんだったら、それでまた話はでき ますわね。いや今忙しいからやと、いやまた切るがなと、そんなえらい 出てないがなとか、そんな表現で言っておられるらしい。私は直接聞い てないからわかりませんけどね。そうでしょ。これいつから、その地元 からそういう話があったと思うんです、早くから。私もある場所で吉川 元議員さんからちょっと耳打ちされたんですよ。ちょっと1か月ほど前 ですかね、1か月もなってないかな、半月ほど前に、こんなことやねん

けどなって。それで昨日、朝から電話いただいて、私は現場を確認する ためにも吉川勝義さんと一緒に現場へ行ってます。このことについて、 やはりもっと強硬にやってもらいたいし、強硬じゃない、毅然とやって もらいたい。どうなんですか、約束できませんか。まだやっぱりいろん な解決しなければならない問題あるんですかね。

# 都市建設 部長

先ほど来、委員のほうからご指摘いただいてますように、我々としては管理者として最大限の努力はさせていただくようにいたします。今おっしゃっていただいてますように、一定対応していただく時期であったり、そういったことも明確に引き出すように協議をして、できるだけ早急に解決をしていただけるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 小野委員

もう今から行って切ろうや、そんなもの。その人いてはんねんから、ここに。そんな返事されてるんやったら、今から行ってね、切ったらよろしいやんか。当然管理者としてやることに対して、なんら警察沙汰でも何もないですよ。侵しているところですよ、完全に。その幅って、はっきり言ってL型からなんぼ出ていると思ってますねん。ちょっとしか出てないねんというような表現やけどね、現場見てますんか、部長は。

# 都市建設部長

私も直接現場を確認をさせていただいております。ちょっとというそういう表現がどうかというのは確かにご指摘のとおりかと思います。50cm程度はみ出しているような状況であるということを確認いたしております。

## 小野委員

その前面道路も、町道としても狭いところですわ。だから、あえてそこへ子どもが集まって、そこから登校しているんですよ。その子どもらの教育に対してもいいことないと思います。こんなん道の前に出てきてあるやんか。小さい時にあんなん出てきたら危ないやないかと、もしあそこで事故でも起きたらそれこそどうなるんですか。その件はもう早急

に、事故が起きてからでは遅いですよってにね、早急に対応してもらい たい。

それと同じくね、現場を見せてもらったときに吉川さんからいろいろ 相談も受けたんですがね、里道がもう完全に、私有地中に里道が含まれ ているというんですかね。公図で里道があったという状態でなくてね、 平成6年ぐらいに道路改修に伴って里道明示をした。その関連の中で、 そこの屋敷の中に里道があるという、明示の確定書もあるんですよ。そ れでそのまま、もう平成6年からやから何年、まあそれだけ、まあその 手続きを放置されているんです。それは、ずっと置いてあってもやっぱ り里道は確実にそこに里道があるということで。それらは、その地主さ んにやはり用途廃止の手続き、本来でしたら、平成6年に明示が切って あって、もう現場は用途廃止されている土地だということで明示を郡山 土木事務所が切っているからね、17年の移譲の際はそういうものを調 査をして、もう既に用途が廃止されているところは国のものとして残し ておいて、その残り、現在機能している里道・水路を自治体が移譲する という大前提があったんですが、まあ斑鳩町はなぜか知らないけど全部、 里道・水路というのは移譲を受けた。それから地番がついてるのも移譲 を受けたと、そういう扱いになってます。まして、そうしてきちっと明 示も確定してあったら、その時の方は、そういうことでせなあかんのか なということも承知の上で明示の同意判も押しておられると思います。 だけど、それがずっと長くなってくればくるほど、やはり用途廃止の手 続きは複雑になってくると思うんです。その権利者に対してもね。だか ら、そういう箇所は早くそういう手続きをするように、今、町へ移譲に なってますので、町との売買でそれができるというふうになりますので ね。ご存知だと思いますけどね、ここの中央体育館の時にも、水路と里 道が南へ走ってます。この明示を受けて、このスポーツセンターを作る 時に、用途廃止しなければいけないということで、国のほうに一応用途 廃止の話はしてたみたいです。それで何年かおいてあって、いざする時 には国のほうは、その期間、何年間か知りませんけど、金額も知りませ んけど、担当の人からも聞いてましたけどね。もう用途廃止して利用し

てるんだから、その間の借地料とそれから土地の買い上げ料と両方請求 されているんですよ。だから、こんなこと言ったらおかしいけどね、全 然そういうものの明示も何もなしで公図上に残ってあって、昔に地元と の話で里道が、使っておきというような話で、あまりそういう制度的な こともわからなくて、地元のことやから道をこう付け替えたからそこは 使っているんやと、そういう土地であっても、いざなんかの開発すると かなってきた時には、それは用途廃止をしないとできないと思う。まし て、見せてもらったら、平成6年にそれに隣接する道路拡幅のために明 示を受けてある。そして、その里道の先がもう既に宅地化している、宅 地として利用している方の家の中を通っている、そういう明らかな事実 があるんだからね、その点もそういうところはすぐに、担当としてはそ の地権者に話をしに行くべきだと思うんです。そして、是正しておくべ きだと。それがやっぱり住民に対しての優しい気持ちやと思うんですよ。 言いにくいかもわかりませんよね、金もいることやし。だけど、それを おいておくことによって将来にいろんなトラブルが起きてくるんです。 だから、その担当の者は、それがわかった時には、やっぱり用途廃止ま でしといてください。それを努力をしてくださいじゃない、しといたほ うがよろしい、するべきだと。町もそういうことで、借地料もその時国 に取られた。まあ今は里道、町のものになってますから、別にその借地 料まで取れとかそんなんは言いませんけど、やはり手続きはきちっとし とこうということで、やるべきだと思うんですよ。それらについてはど ういうことでやっていきますか。

委員長

川端建設課長。

建設課長

ご指摘の件につきましては、里道明示等、皆確定されておりますんで、 ご本人さんも自分の宅地に里道があるということは確認されているもの と思います。地元の関係者も含めて用途廃止等について早急に協議をさ せてもらって、最終的には払い下げ等にいけるような形でしていきたい と思います。

### 小野委員

と思います、ということだけですやんか。今それも吉川さんからこう いう状態やねんということを私聞かせてもらってね、それでいけば平成 6年に明示受けているんですよ。もう次、20年経つんですよ。25年 やから19年ですけどね。だからその時の当事者が、こんなこと言った らいかんけども、健在で皆が記憶していたらそうしようかという、その 時なぜしなかったということなんです。それで、もし仮にその所有者変 わったりしたらね、やっぱりトラブルの元なんですよ。その隣接の所有 者が変わっていたりしたらね、トラブルの元になる。それの、里道の今 は所有者というのは、17年に移譲を受けて町となってますから、町も 含めてのトラブルになる。だからこそ、そういう箇所は早く早く話を持 っていかなければいけない。以前にも吉川さんも盛んに言ってましたや ん、神南地区でも町道に含めている土地のことで、早く進めよというこ とでね。その時にも当時の部長も、今、相続人が増えてますからどうの こうのとかいう話をしていたんです。聞いてたかどうかわからへんけど ね。だけど、私もあの時は言いましたよ。相続人は、待ってたら待って るほど増えるんですって、もう関係のないところに広がっていくんです よ。関係のないといったら失礼やけど、やっぱり相続権のある人であま り付き合いのない人が権利が発生するんです。早くせないかんやんかと いうことで、何をタイミング図ってるんだということで言ったはずなん ですよ。解決したのかどうか知りませんよ。だから、そこらはもう早急 に、それも早急に、先ほどの町道管理ということもね。

続いて、委員長すみません。同じようなことなんですけど、この前も一般質問で同僚議員が町道の管理についてということを質問されてましたけどね。あの時、河川敷、堤塘敷の町道、それの範囲のことについても、一応舗装してある面だけやというようなことも言っておられたし、あそこは2級河川かな、1級河川かな。管理人としては郡山土木だと思うんですが、県との町道認定する際には、一応同意というか、占用まではきちっとした手続きは追ってないんかな、個人がそういう堤塘敷を、堤防の法面を占用するとかそういうのは、自治体同士、行政同士ですの

で自治体からの町道としての認定を出す、そのことに対して、何か協定 みたいなもので町道認定を出していけるんだと思うんです。と言います のは、以前に、三代川の今の場所からずっと下流のほうで大和高田線っ て県道行くところの反対側の認定を出したときに、私はいろいろ質問も したと思う。なんか古い話ばっかりしているけどな。副町長も知ってい るのかどうか知らんけどね。その時に郡山土木のほうへどういう手続き しているんだと、町道の幅員のことでいろいろ議論させてもらった記憶 が今よみがえってきたんです。同僚議員も、境界は今の舗装面から約1 mのところやと。これはなぜそこなんかとか、一番下じゃなんやという ことについてはいろいろまたあるけど、今それを地上げされて、まあ言 ってみたら町道として協定書を結んであるのは舗装面だということだけ で、その法面についてはいろいろ話せないかん、占用もせなあかんのか なとか、そんな話を私はおかしいと思うし、民間が、その開発業者がそ れを占用してもらったら、やっぱり町としては困るんですよ。町道の横 に民間の土地があって、そこ通って行かれない。開発の時にはそれだけ 分ぐらいあけるやろうけどね。そこはあくまでも占用料を払っての開発 業者の所有物と、払っているから、そういう具合なみなし方せないかん し、同じようにそこを舗装してもらっても、それはあくまでも民間の土 地やという具合に、占用された民間の土地だということになってくると 思います。だから、これはあくまでも、町の認定する際にその幅員を舗 装面だけとして限定してあるのかどうか、それで、それが限定してなか ったら、境界まで1mほどですか、その分については地上げしてあるの で町道の幅員してある。このここまでの幅で、町道何号線かちょっと知 りませんけど、道路台帳も変えてしまうと。そういう手続きを早急にや りたいと思いますねんけど、どうなんですかね。何かネックがあるんで すかね。

#### 建設課長

県河川の堤防とか利用して町道認定をしているその件に関しては、全 部町が県に対しての占用手続き、一応幅と面積を決めてその占用手続き を全部終えている分であります。 今回につきましては、河川敷地がその間残っているということになりますんで、これは転用関係者もおられますので、県と協議を行い、舗装等に向けて諸手続きを調整してまいりたいと思います。

小野委員

そういうことで全部のその堤防敷、富雄川の右岸側もあれ町道なんですよね。全部それ、延長と幅、幅員、それをもって占用を協議しているんですか。私は逆だと思うんですよ。まず占用してあって、後で道路台帳作っているんだと思うけど、どうなんですかね、それは。

建設課長

当初、一番初めの状況というのは、今、現在につきましては一応占用、 ただ、占用期間もありますんで、何年間というのを更新という形で手続 きを全部、毎年行っているのが現状です。

小野委員

それは県とするんですかね、今の場合ですよね。県とする。その手続 きを何年という契約であって初めて町道として出しているんですかね。 そんなんそういう手続きをしてるとかそういうのは、一切私は知りませ んけどね、それであれば今の場所、まず、その占用うんぬんの話でなく て、開発業者がそこまでやっているんだから、その占用の変更をまず出 しなさいよ、幅員の変更。それで幅員の変更を先出して、開発業者がそ こ地上げしてきたからとかどうのこうのじゃなくてね、町道の幅員の変 更ですやんか。それを郡山土木にそうして協定を結ぶんやったら結んで。 それが、やはり先日の一般質問している同僚議員の、町民に対する安全、 安心ですよと、言ってはりますやん。さっそくその手続き先追うたらよ ろしいですよ。開発業者との占用のことで協議なんて一切いりませんよ。 現状が変わったと、開発をその隣接地で開発することにより変わった。 そしたら今までのは舗装面までの占用だけとそういう協定であったら、 その幅員の変更を協議してくださいよ。それで、郡山土木がいやだめや と、隣接の方もありますからとか。個人じゃないんですよ、斑鳩町は。 そのために占用もそういう簡単に、住民のための町道として管理をして ください。だから、さっそく動きなさいよ。これ、なんか地上げしたん

が昨年の10月ぐらいということです。そしたらもう現状みたらね、こういうことをすぐに動くのが、やはり町の姿勢であってほしいと思うんですよ。先ほどのいろんな町道管理ということについてのなかなか動いてないと、私はそれではいかんと思います。

どうなんですかね、副町長。どうなんですかね。

委員長

池田副町長。

副町長

今のお尋ねの件でございます。これについては先ほど部長も言いましたように、今の不備というか、やっぱり非常に歩きにくいというのはまず改善するために早急に土木と協議するということで、申しておりますんで、その中には当然、正論の部分も含まれておりますので、それはご理解いただきたいと思います。

小野委員

やはりそこを舗装するのにも、簡単な簡易舗装だけで済ますとかね、私はそれにどんだけの費用かかるのか知りませんよ、どんだけの長さあるのかね。もし仮にそういうもので予算化していないんだったらね、どんどん出してきてくださいや。LEDのあれをどんと、5千万なんぼ出してきてはんのも、あっさりと、あっさりじゃない、すみません今の失言、オーケー出していって、補正予算も出しているんですよ。だからこそ、そういうことに使ってもらうのに補正予算出してもらうんやったらね、私はもう大賛成しますよ。だから、そういうやっぱり住民の立場に立って、住民がそうして利用するのに有効なということは、もう積極的に取り入れてくださいよ。もうそれはもうね、やっぱり全体として、今副町長に振ったけどね、やはり部長会でもそういうことがいつも協議してもらってると思います。それから迅速さ、私でしたら、この前の6月7日に一般質問がありました。そういうことで思ったらもうすぐに走ってますよ。走るように、副町長の立場やったら指示してもいいんじゃないかなと思いますけどね。

副町長

この件につきましては、もう一般質問の後、部長と打ち合わせもやっております。日々これ以外についても補修等ございます。例えば今自治会のほうから例えば通学路について非常にぬかるんでいるとか要望がありましたら、もう町長のほうから朝礼でも、そういうところはすぐに対処せえと言われておりますんで、それについてはすぐ担当課のほうで対処する、建設課以外にかかわらず、すぐに要望については応えていくようにやっておりますんで、今後もその方向で進んでまいりたいと考えております。

委員長

木田委員。

木田委員

竜田大橋付近の東側になるんですねんけども、歩道整備についてですね、今現在、車道側だけにはゴムポールと言うんですか、それだけが立っておりますねんけども、これは暫定的な処置やと思いますねんけども、幅員については、今回歩道として買収されたっていうんですか、今現状のままなのか、やっぱり王寺の168号線なんかやったら2級国道であってももっと広い歩道が確保されておるのに、国道25号線は1級国道やからね、もっと3mとかそういうなにがあるのと違うんかな。それに狭いんではないかなと。しかし、竜田大橋の東詰めのところの宮谷さんの家なんかは、今回また新築されたということで、もうそれ以上に後退するということは考えられないのでね、やっぱりもう今の現状のままかなというふうに思いますねんけども。

それと、川端の鍛冶屋さんから東側の北口さんまでの4件が残ってますわね。だから、それの進展っていうんですか、交渉進展、今現状どういうふうになっているのかね。あそこの川端さんの鍛冶屋さんのところから北へ上って、あれまあ何十mか知らんけど、それからまた東へ行ってまた奥上さんのところへ戻ってくるというような通学路に今活用というんですか、されておると思いますねんけど。それらについて、今現在南側も含めたら11件か12件が急に同意されたといって、まあ昨年からのなにで同意されて、急ピッチでああいうふうな状態になったという

ことで、まあ少しは安全面で増したんかなと思いますねんけども、今現在のああいうゴムポールでなにしておくというようなね、そういう形の歩道っちゅうもんが安全であるのかどうかということが、これから考えてくれはると思いますねんけども、もう早急にやっぱりそれらも改善してもらわなければ、あんなもの立ってても立ってなかっても同じやと思いますわ。一番東の端に立ってたんが自転車で邪魔になるよって、1つ取って転ばしてましたやんか。やっぱりそんなんでね、自転車で通る人もやっぱりその歩道を利用しはるというようなことでですね、実際1級国道やったら、歩道いう幅員は3mか4mぐらい必要でないんかなと思うねんけど、それは今の現状のあのなにで十分なんですかな。それらについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長

井上都市整備課長。

都市整備課長

今、ご質問いただいておりますのは、竜田大橋の東詰めで今暫定整備をしたところの部分だというように思っておりますけども、その幅員につきましては国道ということで、広い幅員をとったらどうかというようなご趣旨だとは思うんですけども、この事業計画の中では、この幅員については2.5mの幅員ということで、当初からそういった形で用地のほうも協力を願ってきて、今日まできているところでございます。

今暫定整備しているところの部分につきましては、若干2.5mより 広い形になっておりますけれども、国道の法線自体も若干変更していか ないと、いうところもございますので、そこらのあたりについても最終 的には2.5mの歩道幅員という形で当初計画からなっております。

それと川端さん、お名前申し上げて悪いんですけども、ちょうど今暫定整備をした一番東のところから先線についての状況でございますけれども、こちらの件につきましても、順次交渉を進めさせていただいているところですけれども、まだ交渉を重ねながらご理解を得ていきまして、できるだけ早く猫坂のところまで歩道設置ができるように努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますよう

よろしくお願い申し上げます。

それと、ポールの件ですけども、ポールの件につきましては、ちょっと現地のほうも確認いたしまして、その辺の処理をどうしたらいいのかというところにつきまして、また調整をさせていただきたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

木田議員

竜田大橋から西のほうの、ケアホープの前の須川さんの家のあのあたりやったら、もうちょっと2.5mより広く歩道をとっておられると思いますねんけどね。これはもうその場所とかなんかによって、最低何mとかいうそういう1級国道の歩道設置についての基準というのか、そんなんはないんですかな、それは。

委員長

小城町長。

町長

これは昔建設省でしてんけど、昭和47年の時点で、結局国道25号 線はもう歩道設置はもう不可能やというところで、この郡山斑鳩王寺線 というバイパスを採択されてるわけですから。この関係というのは、や っぱり亀岡とかいろいろな事故がある中で、国土交通省がなんとかはや く早急にせないかんというところにあれだけの予算を付けてですね、た だやっぱり木田委員がおっしゃるように相手がありますから、やっぱり やっていただくところは、最初の宮谷さんとか、ありがたい話ですけど も、森口さんとか。ただ、残ってくる部分の6件というのは、やっぱり いろいろと交渉過程というのはいろいろとあってですね、なかなか北口 さん、醤油屋さんのところやったらなかなかそう簡単に作れるのかとい うこともございますから、やっぱりそこらを十分検討をですね、相手方 とあるわけですから。あれだけ早く進んだよってにはよせないかんとい うことは、これは誰しもそれは皆努力をしているわけですけども、やっ ぱり相手という方がおられますから、やっぱりそういうことも十分聞い ていって努力をしていく。2.5mというのは、これはもう国土交通省 がそういう範囲を決めてますから、それについて、それしかまあ無理だ

ろうということで、緊急なのはこれはおそらくそういう状況だと思います。そういう点については町としてもありがたい話で、これだけ国土交通省が予算を付けてですよ、最初から言ってこんなことがなかなかなり得ん話が、やっぱり皆さん方のそういう事故とかいろんな関係等を考えたらやっぱり歩道を設置せないかんというひとつの国の方向が定まったということで、我々はそれに対する努力は今後ともして、早く、できるだけ2.5mの幅員を確保できて、そして開通できるように努力をしてまいりたいと思ってます。

## 木田委員

今までの斑鳩町というんですか、その道路行政について、驚くほど早いこと、今のできた部分については、早くできたなというふうに思いますねんけども、今後とも、やっぱり通学路についてはきちっとできるだけ早いこと安心、安全にやっぱり通学できるように努力してもらいたいなというふうにお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それとですね、竜田大橋から西のほうにある、今現在奈良医療のなにが、今現在もう解体されておるような、解体をしておるような現状なんですねんけど、この企業については、斑鳩町で最も古い企業やったっていうんですかな、だからその変遷については、西浦精錬工業株式会社から大日産業になってそしてまたこの奈良医療と、こう3代にわたって名称が変わってきておりますねんけど、それについてやっぱり何千人かの人がやっぱりこの斑鳩町から雇用されておったということで、その撤退については悲しいなと思いますねんけども、この件について、町はどういうふうに知っておられるというのか、その先ですわな、今解体されてその後どういうふうにされる、そういう計画書とかそんなんは全然いただいておられないのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

委員長

池田副町長。

副町長

まず第1点、そういう計画書はいただいておりません。その企業が、

今聞いておりますのは、あの土地を売りに出されておると。今それのみ を聞いておりますので、後の計画はまだ何も、相談、担当課に相談ない です。

### 木田委員

やっぱり非常に私残念やと思うのはね、やっぱりこれだけ昔からの西 浦精錬いうたら、もう斑鳩町にとっては唯一の企業やったというふうに、 私はそういうふうに思っております。だから、それについて、そりゃ企 業側も悪いんやろうけども、あそこへ何年前か知らんけどコンサルが入 ったというので、やっぱりこれはもうちょっとおかしいなと。だから、 うちの龍田のほうの家のところにも、あそこにもポンプ小屋があって、 そこから地下水くみ上げてあの水路を通って会社まで水を流しておった ということで、これも10年ぐらい前に、コンサル通じて、ポンプ側の 土地を買ってくれというふうな話があって、うちはもう十分これで用足 しておるからいらんわといっておったんですねんけども、それから3年 か4年してまた言ってきたからね。もうそれやったらしゃあないなとい うことであそこのところも買わせて貰ったんですねんけどもね。そんな んであんだけの用地が、借地もかなり入っていると思いますねんけども、 その中でやっぱり将来どういうふうになるのかなというふうに、まああ の辺やったら宅地としても活用できるのではないかなと思いますねんけ ども、それらについて町もまったく何の相談も受けておらないいうこと は、やっぱり残念やなという気持ちなんですねんけども。今後について、 やっぱりどこが管理されておるのか、そういうことについては町も把握 しておられると思うので、やっぱりこれから先のことについて、やっぱ り確認をしてもらいたいなと思いますねんけど、それについてどうです かな。

## 副町長

一定の計画になれば開発業者から相談あると思います。今現在、町の ほうからどうやこうやということも。例えばあの土地を全部町で買うわ けでもございません。ただ、龍田方面の企業、もうご存知のように日本 圧延また、三郷との境界のスイデンでも、もう今スイデンでもあれどこ か他に移されますし、どうしても住宅地ということで撤退されます。それでその跡地利用については、先ほどもう、くどいようですけども、あの土地を町が買っていく意向も、財政的にもございませんので、やはり相談に来られた時には、やはり付近の住民の方が不都合というか環境が悪くならないように、ということは当然他の開発の時と一緒ですけども、同じように指導してまいりたいと考えております。

(「よろしくお願いします。結構です。」と呼ぶ者あり)

## 委員長

今、その他につきましては、各委員から縷々いろいろとご指摘をいただきました。特に町道管理のことにつきましては、やはり地元の近々の子ども達の安全を守り、また、地域の人たちの安全を守る等についてですね、やはりご指摘をいただいております。

早急にそれらに対して措置をできるようよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、他にないようですので、継続審査についてお諮りをいたします。

お手元にお配りをしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当 委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定した いと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

## ( 異議なし )

### 委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう よろしくお取り計らいをお願いをいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、ご一任いただきたいと 思いますが、ご異議ございませんか。

## ( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

( 午前10時42分 閉会 )